

議案第 26 号

大和市つる舞の里歴史資料館条例施行規則の一部を改正する規則について

大和市つる舞の里歴史資料館条例施行規則の一部を改正する規則について、審議
願いたく提案する。

平成 20 年 4 月 24 日提出

大和市教育委員会

教育長 山 根 英 昭

大和市教育委員会規則第 号

大和市つる舞の里歴史資料館条例施行規則の一部を改正
正する規則

大和市つる舞の里歴史資料館条例施行規則(平成10年大和市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号を次のように改める。

(1)月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる日を除く。)

第2条第2項第2号中「祝日」を「休日」に改め、「(日曜日)」を「(休日、日曜日)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大和市つる舞の里歴史資料館条例施行規則新旧対照表

新	旧
<p>(前略)</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第2条 大和市つる舞の里歴史資料館(以下「資料館」という。)の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入館は午後4時30分までとする。</p> <p>2 資料館の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日 <u>(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる日を除く。)</u></p> <p>(2) <u>休日の翌日(休日、日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)</u></p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日まで</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、教育長は必要があると認めるときは、開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 (以下略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(前略)</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第2条 大和市つる舞の里歴史資料館(以下「資料館」という。)の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入館は午後4時30分までとする。</p> <p>2 資料館の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日 <u>ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日(以下「祝日」という。)に当たるときは、その翌日</u></p> <p>(2) <u>祝日の翌日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)</u></p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日まで</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、教育長は必要があると認めるときは、開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 (以下略)</p>

改 正 理 由

つる舞の里歴史資料館の月曜日と祝日が重なった場合、条例施行規則第 2 条第 2 項第 1 項の規定「月曜日が国民の祝日に関する法律第 2 条に規定する国民の祝日に当たるときは、その翌日」により祝日は開館するが、法第 3 条第 2 項に規定する振替休日（日曜日と祝日が重なった翌日の月曜日）は休館日となる。

そこで振替休日を開館日とするため、施行規則第 2 条第 2 項を改正する。

[参考例]

平成 20 年 5 月

改正案

現行

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	憲法記念日 3 開館
みどりの日 4 開館	こどもの日 5 開館	振替休 日 6 開館	7 閉館	8	9	10
11	12 閉館	13	14	15	16	17
18	19 閉館	20	21	22	23	24
15	26 閉館	27	28	29	30	31

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	憲法記念日 3 開館
みどりの日 4 開館	こどもの日 5 開館	振替休 日 6 閉館	7 開館	8	9	10
11	12 閉館	13	14	15	16	17
18	19 閉館	20	21	22	23	24
15	26 閉館	27	28	29	30	31

議案第 27 号

大和市社会教育委員の委嘱について

大和市社会教育委員の委嘱について、審議願いたく提案する。

平成 20 年 4 月 24 日提出

大和市教育委員会

教育長 山 根 英 昭

議案第 28 号

大和市奨学生選考審査会委員の委嘱について

大和市奨学生選考審査会委員の委嘱について、審議願いたく提案する。

平成 20 年 4 月 24 日提出

大和市教育委員会

教育長 山 根 英 昭

議案第 29 号

平成 20 年度大和市奨学生の選考について（諮問）

平成 20 年度大和市奨学生の選考について、大和市奨学生選考審査会に諮問
したいので審議願いたく提案する。

平成 20 年 4 月 24 日提出

大和市教育委員会

教育長 山 根 英 昭

議案第30号

教育財産の公用の廃止について

教育財産の公用の廃止について、大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第15号の規定により、審議願いたく提案する。

平成20年4月24日提出

大和市教育委員会

教育長 山根英昭

教 育 財 産 の 概 要

1 学習センター用地

1 名 称	大和市渋谷学習センター用地
2 土地及び面積	大和市福田甲八ノ区2021-2 1,679.47m ²
3 公用の廃止をする理由	大和都市計画事業渋谷(南部)土地区画整理事業の仮換地指定に伴い、仮換地先(高座渋谷駅前複合施設)用地の使用または収益の開始が平成20年5月30日を予定しているため。
4 公用廃止年月日	平成20年 5月 1日
5 現在評価額	295,106,392円